

# 議案第1号

## ジョブサポートこうのす運営協議会議事規程

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 平成22年12月28日付けアクション・プランに基づき鴻巣市と埼玉労働局が雇用、福祉、産業施策等を一体的に実施するための協定第8条第6項に基づき、ジョブサポートこうのす運営協議会(以下「協議会」という。)の議事について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(議事)</p> <p>第2条 会議は、定例会を年に1回会長が招集する。鴻巣市長又は埼玉労働局長の要請に応じるとき、会長が必要と認めるとき及び協議員2人以上が求めるときは、臨時会を会長が招集する。</p> <p>2 会議は、会長又は会長代理及び協議員(会長が欠席する場合にあっては、会長代理を除く。)の2人以上が出席しなければ会議を開けない。</p> <p>3 会議は、公開とする。ただし、公開することにより協議会の円滑な議事進行を妨げるおそれがある場合その他やむを得ない事情がある場合は、協議会の決議により非公開とすることができる。</p> <p>4 協議会の議事の概要は、鴻巣市のホームページで公開する。</p> <p>5 協議会に提出された資料等及び議事概要は、5年間保存しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 平成22年12月28日付けアクション・プランに基づき鴻巣市と埼玉労働局が雇用、福祉、産業施策等を一体的に実施するための協定第8条第6項に基づき、ジョブサポートこうのす運営協議会(以下「協議会」という。)の議事について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(議事)</p> <p>第2条 会議は、定例会を年に1回会長が招集する。鴻巣市長又は埼玉労働局長の要請に応じるとき、会長が必要と認めるとき及び協議員2人以上が求めるときは、臨時会を会長が招集する。</p> <p>2 会議は、会長又は会長代理及び協議員(会長が欠席する場合にあっては、会長代理を除く。)の2人以上が出席しなければ会議を開けない。</p> <p>3 会議は、公開とする。ただし、公開することにより協議会の円滑な議事進行を妨げるおそれがある場合その他やむを得ない事情がある場合は、協議会の決議により非公開とすることができる。</p> <p>4 協議会の議事の概要は、鴻巣市のホームページで公開する。</p> <p>5 協議会に提出された資料等及び議事概要は、5年間保存しなければならない。</p>

# 議案第1号

(任期)

第3条 協議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 協議員の欠員を補充したときの後任の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第4条 協議会の事務は、鴻巣市環境経済部 産業振興課が行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会議の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行する。

(任期)

第3条 協議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 協議員の欠員を補充したときの後任の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第4条 協議会の事務は、鴻巣市環境経済部 商工観光課が行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会議の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。